

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	入居決定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 11 条第 4 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 11 条第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 (入居の手続)</p> <p>第 11 条 略</p> <p>2、3 略</p> <p>4 町長は、町営住宅の入居決定者が第 1 項又は第 2 項に規定する期間内に第 1 項の手続をしないときは、入居の決定を取り消すことができる。</p> <p>5、6 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	家賃の納付
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 16 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 16 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 (家賃の納付)</p> <p>第 16 条 町長は、入居者から第 11 条第 5 項の入居可能日から町営住宅を明け渡した日(第 26 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定による明渡しの期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第 36 条第 1 項による明渡しの請求のあったときは明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。</p> <p>2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。</p> <p>3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が 1 か月に満たないときは、その月の家賃は日割計算による額とする。</p> <p>4 入居者が第 35 条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第 1 項の規定にかかわらず、町長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	敷金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 19 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 19 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 (敷金)</p> <p>第 19 条 町長は、入居者から入居時における家賃 3 か月分に相当する金額の範囲内において敷金を徴収することができる。</p> <p>2 ~ 4 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 43 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 43 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 (使用許可の取消し)</p> <p>第 43 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、町営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 町営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用決定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 49 条第 3 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 49 条第 3 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 (使用の手続)</p> <p>第 49 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、駐車場の使用決定者が第 1 項又は前項に規定する期間内に第 1 項に規定する手続をしないときは、駐車場の使用の決定を取り消すことができる。</p> <p>4、5 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用料の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 50 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 50 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 (使用料)</p> <p>第 50 条 駐車場の使用料の額は、別表第 2 のとおりとする。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	保証金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 52 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 52 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 (保証金)</p> <p>第 52 条 町長は、駐車場の使用決定者から 3 か月分の使用料に相当する金額の範囲内において保証金を徴収することができる。</p> <p>2、3 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	使用許可の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 53 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 53 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 (使用許可の取消し)</p> <p>第 53 条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正な行為により使用許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用料を 3 か月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。</p> <p>(4) 正当な理由によらないで 15 日以上駐車場を使用しないとき。</p> <p>(5) 第 46 条に規定する使用者資格を失ったとき。</p> <p>(6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。</p> <p>2 略</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	聴聞
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日



不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	過料
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町営住宅条例第 58 条

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	美郷町営住宅条例第 58 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町営住宅条例 (罰則)</p> <p>第 58 条 入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額 (当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。) 以下の過料を処する。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	弁明の機会の付与
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日